

(2) 校歌及び校章の選定方法について

① 校歌の選定方法について

(案) 1

校歌の作成は専門性が高いという観点から、作詞・作曲・編曲を一括して専門業者(それぞれの専門家)に依頼し、完成した校歌について、推進部会(校長会)、統合準備委員会の承認を得て、町総合教育会議で決定する。

(案) 2

校歌の作成は専門性が高いという観点から、まず作詞を専門家に依頼し、その歌詞について、推進部会(校長会)、統合準備委員会、町総合教育会議の順に承認を得る。

次に、作曲・編曲を専門家に依頼し、完成した校歌について、改めて推進部会(校長会)、統合準備委員会の承認を得て、町総合教育会議で決定する。

(案) 3

町文化協議会や図書館協議会、国語科の教員(教育研究部会)等、詩に造詣が深く南越前町をよく知る方々の協力を得て作詞を行い、その歌詞について、推進部会(校長会)、統合準備委員会、町総合教育会議の順に承認を得る。

次に、作曲・編曲を専門家に依頼し、完成した校歌について、改めて推進部会(校長会)、統合準備委員会の承認を得て、町総合教育会議で決定する。

(案) 4

まず、歌詞を公募し、その中から統合準備委員会がいくつかの候補作を選定し、町総合教育会議で決定する。

次に、作曲・編曲を専門家に依頼し、完成した校歌について、推進部会(校長会)、統合準備委員会の承認を得て、町総合教育会議で決定する。

② 校章の選定方法について

(案) 1

デザイン性を有することから専門業者へ依頼し、準備委員会でいくつかの候補を選定し、町総合教育会議で決定する。

(案) 2

県内地域の大学においてデザインを専攻している学生や建築家等と連携して作成を依頼し、準備委員会でいくつかの候補を選定し、町総合教育会議で決定する。

(案) 3

デザインに関する資格を有し、かつ、南越前町をよく知る方に作成を依頼し、その校章について、推進部会（校長会）、統合準備委員会の承認を得て、町総合教育会議で決定する。

(案) 4

児童生徒、保護者、教職員及び町民を対象に公募を行い、準備委員会でいくつかの候補を選定し、町総合教育会議で決定したうえで、専門業者に校正を依頼し正式に採用する。